

避難情報の発令判断・伝達マニュアル（高潮災害編）  
第3版

令和4年4月

苫小牧市

## 〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする高潮災害	2
2	避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域	2
3	避難情報の発令を判断するための情報	3
4	避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動	4
5	避難情報の発令基準	5
6	避難情報の解除基準	7
7	協力・助言を求めることのできる機関	7
8	避難情報の伝達方法	8
9	避難情報の伝達文	9

## 1 避難情報の発令対象とする高潮災害

＜対象（立退き避難が必要な災害事象）＞

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。  
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

## 2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

本市には水防法に基づき都道府県が指定する高潮浸水想定区域が無いため、過去に高潮・高波災害が発生した地域を高潮災害の危険性がある区域として、高潮浸水想定区域とみなすこととする。

具体的には、平成28年8月30日から31日にかけて発生した台風10号による高潮・高波被害により浸水が確認された地域・浸水が懸念された地域を高潮浸水想定区域とみなす。

### 【高潮浸水想定区域（みなし指定）】

- ・字勇払3地区（勇払公民館）・汐見町（東中学校）・高砂町（東中学校）
- ・浜町（西小学校）・元町（西小学校）・有明町（糸井小学校）・小糸井町（糸井小学校）
- ・字糸井（糸井小学校）・錦糸町内会地区（泉野小学校）・字錦岡地区（錦岡小学校）
- ・字樽前地区（樽前小学校）

※カッコ内は開設する避難所

### 【平成28年8月30日から31日までの波浪の概要】

波浪・潮位の観測状況

	ピーク値	ピーク日時	観測所名
有義波高 ※1	H1/3=6.17m	8月31日0時40分	苫小牧波浪観測所
有義波周期	T=11.8秒	8月31日0時40分	苫小牧波浪観測所
潮位	T.P.=97cm	8月31日2時25分	苫小牧西港

周期は有義波ピーク時の値

※1 観測史上第1位

### 【風速の観測状況】

観測所名	時間	平均風速	風向	最大瞬間風速
苫小牧	8時30分 23時00分	19.9 m/s	東南東	30.0 m/s

### 3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供される。	《気象庁HP》 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/">https://www.jma.go.jp/jma/</a>
府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、管区气象台及び各地方气象台、測候所で適時発表される。	《気象庁HP》
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 <a href="https://www.bousai-hokkaido.jp/">https://www.bousai-hokkaido.jp/</a> 《気象庁HP》
暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》
高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（警戒レベル2）	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》
高潮警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれがある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》
高潮特別警報	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。	《北海道防災情報システム》 《気象庁HP》
潮位観測情報	気象庁	3日間（昨日・今日・明日）又は1日毎の潮位の実況（実際の潮位、天文潮位、潮位偏差）を速報的に表示したものが5分又は10分毎に更新される。	《気象庁HP》 《防災情報提供センター（国土交通省）》 <a href="https://www.mlit.go.jp/saigai/bo-sai-joho/">https://www.mlit.go.jp/saigai/bo-sai-joho/</a>
胆振海岸波・越波予測情報（ナウファス）	国土交通省	苫小牧港波浪観測所で観測される有義波高、有義波周期等の情報が提供される。	《国土交通省HP》 ※一般向け <a href="https://nowphas.mlit.go.jp/">https://nowphas.mlit.go.jp/</a>
胆振海岸水防警報	国土交通省	津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。 ※警報基準はP6「胆振海岸水防警報基準」を参照	※北海道開発局から発表

#### 4 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>(災害対策基本法第56条第2項)</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>(災害対策基本法第60条第1項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>(災害対策基本法第60条第3項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p><b>命の危険、直ちに安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

## 5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (避難所)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>胆振海岸水防警報の発表基準である「距離確保準備」が発表されることが予想される場合を基本として、その他、以下の状況も考慮して判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合。(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表)</li> <li>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が苫小牧市にかかると予想されている、又は台風が苫小牧市に接近することが見込まれる場合。</li> <li>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。(夕刻時点で発令)</li> <li>4 「伊勢湾台風」級の台風(「中心気圧が930hPa以下又は最大風速が50m/s以上」級の台風や同程度の温帯低気圧)が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 字勇払地区 (勇払公民館)</li> <li>・ 汐見町 (東中学校)</li> <li>・ 高砂町 (東中学校)</li> <li>・ 浜町 (西小学校)</li> <li>・ 元町 (西小学校)</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>胆振海岸水防警報の発表基準である「距離確保準備」が発表された場合を基本として、その他、以下の状況も考慮して判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合。</li> <li>2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など)(夕刻時点で発令)</li> </ol> <p>※実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明町 (糸井小学校)</li> <li>・ 小糸井町 (糸井小学校)</li> <li>・ 字糸井 (糸井小学校)</li> <li>・ 錦糸町内会地区 (泉野小学校)</li> <li>・ 字錦岡地区 (錦岡小学校)</li> <li>・ 字樽前地区 (樽前小学校)</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</li> <li>2 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</li> </ol> <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 海岸堤防等が倒壊した場合</li> <li>4 異常な越波・越流が発生した場合</li> <li>5 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合</li> </ol>	

※ 特に高潮は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、台風や発達した温帯低気圧の接近、通過状況を注視しておく。

※ 災害の警戒機関が夜間から翌日早朝になる場合、避難行動に危険が伴うことから早めに避難情報を発令する。

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報と

して提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

※胆振海岸水防警報基準・・・抜粋

種類	苫小牧地区（苫小牧港～小糸魚川）	樽前地区（小糸魚川～別々川）
待機・準備	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高3.8m以上かつ有義波周期9.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.8m以上かつ有義波周期11.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高4.4m以上かつ有義波周期9.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高6.4m以上かつ有義波周期11.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保準備	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.0m以上かつ有義波周期10.5sを以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.0m以上かつ有義波周期12.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.5m以上かつ有義波周期11.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等により、越波またはその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.5m以上かつ有義波周期13.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等により、越波またはその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保解除	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.5m未満または有義波周期11.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.5m未満または有義波周期13.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高3.8m未満または有義波周期9.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.8m未満または有義波周期11.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

## 6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、以下の①から③の状況が解消され、災害の危険性がないと判断できる場合において解除する。

- ① 当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階
- ② 浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消した段階
- ③ 水防警報基準「距離確保解除」が発表された段階

## 7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（室蘭地方）气象台 【電話番号 0143-22-0002】	・ 気象、高潮の警報等に関する事項。
室蘭開発建設部治水課 【電話番号 0143-25-7045】  室蘭開発建設部苫小牧砂防海岸事務所 【電話番号 0144-57-9800】	・ 災害対策用機械等の地域への支援に関する事項。 ・ 直轄施設の被害情報に関する事項。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部用地管理室維持管理課 【電話番号 0143-24-9880】  胆振総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号 0143-24-9570】	・ 災害情報及び被害情報に関する事項。 ・ 避難対策に関する事項。

## 8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。また、情報の受け手側の事情（要配慮者等）を考慮し、あらゆる手段を有機的に活用し、情報を伝達するものとする。

伝達先	伝達手段		担当部署
テレビ視聴者	北海道防災情報システムへの入力 Ｌアラート経由で マスメディアへ情報提供	テレビ放送	総括部災害総括班 （危機管理室）
ラジオ聴取者		ラジオ放送	
市内に滞在する携帯電話保持者		緊急速報メール	
ＰＣユーザー・携帯電話保持者	ホームページ・フェイスブック・LINE・登録制メール（苫小牧市防災メール）		総括部災害総括班 （危機管理室） 秘書報道広聴部報道広聴班（秘書広報課、協働・男女平等参画室、未来創造戦略室）
住民	防災行政無線（同報系）		総括部災害総括班 （危機管理室）
	広報車		広報調査部 各広報調査班 （資産税課、管財課）
	消防車		消防部（消防本部）
	消防サイレン		
要配慮施設（※）	電話又はFAX		※救援対策部救援庶務班 （総合福祉課、障がい福祉課）
町内会、自主防災組織 （避難支援関係者）	電話又はFAX		※総括部災害総括班 （危機管理室） ※総括部動員班 （市民生活課、市民ホール建設準備室）
胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区（室蘭地方）気象台 苫小牧警察署	電話		総括部災害総括班 （危機管理室）

※要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 9 避難情報の伝達文

太字以外は、ホームページやフェイスブックなどでの伝達を想定している。

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、●●地区に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
- 地区にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※1、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。※2

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、●●地区に対し、警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- 地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難をしてください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。※2

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（高潮氾濫が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- まもなく高潮氾濫が発生するため、●●地区に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（高潮氾濫発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）
  - こちらは、ぼうさい とまこまいです。
  - 高潮氾濫が発生したため、●●地区に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。（注）
  - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※2 暴風が予想される場合に伝達する。

※3 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすること

も考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないように注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

#### (4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

苫小牧市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：●●地区にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。